

○大分県自然海浜保全地区条例施行規則

昭和五十五年十一月一日

大分県規則第五十五号

大分県自然海浜保全地区条例施行規則をここに公布する。

大分県自然海浜保全地区条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県自然海浜保全地区条例(昭和五十五年大分県条例第三十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然海浜保全地区の指定等の案の告示)

第二条 条例第四条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 自然海浜保全地区の名称
- 二 自然海浜保全地区(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)の区域
- 三 自然海浜保全地区の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

(自然海浜保全地区内における行為の届出書)

第三条 条例第六条第一項の規定による届出は、別記様式による自然海浜保全地区内行為届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 二 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図及び断面図

3 条例第六条第一項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(自然海浜保全地区内における届出を要する行為)

第四条 条例第六条第一項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 二 物を係留し、又はたい積すること。

(通知をもつて届出に代えることのできる法人)

第五条 条例第六条第三項の規則で定める法人は、西日本高速道路株式会社とする。

(平一五規則二八・平二〇規則一五・一部改正)

(法令に基づく許可等で届出又は通知とみなす場合)

第六条 条例第六条第四項第九号の規則で定める法令の規定に基づく許可、免許、認可、承認、届出、通知又は協議は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項又は第三項の規定による許可及び同法第九条の規定による協議
- 三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可、同法第三十三条第一項の規定による届出、同法第六十八条第一項の規定による協議及び同条第三項の規定による通知
- 四 大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）第十三条第四項の規定による許可及び同条例第十五条第一項の規定による届出
- 五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三条第一項の規定による許可（都市計画施設（公園又は緑地に限る。）の区域内における建築物の建築に係るものに限る。）及び当該許可について同条第二項の規定において準用する同法第五十二条の二第二項の規定による協議
- 六 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項又は第二十七条第三項の規定による許可、同法第二十八条第一項の規定による届出並びに同法第三十条の規定において準用する同法第二十一条の規定による協議及び通知
- 七 大分県自然環境保全条例（昭和四十七年大分県条例第三十八号）第五条第四項の規定による許可及び同条例第七条第一項の規定による届出
- 八 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可及び同条第八項の規定による協議

(平一五規則二八・平二〇規則一五・平二二規則三二・平二七規則五五・一部改正)

九 大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第四条第一項の規定による承認及び同条例第十条第一項の規定による許可

(自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの)

第七条 条例第六条第五項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然公園法第十条の規定による国立公園の公園事業、同法第十六条の規定による国定公園の公園事業又は大分県立自然公園条例第九条の規定による県立自然公園の公園事業の執行に係る行為

二 自然環境保全法第十六条の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業、同法第二十四条の規定による自然環境保全地域に関する保全事業又は大分県自然環境保全条例第四条の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の執行に係る行為

三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域内において実施する海岸環境整備事業の施行に係る行為

（平二〇規則一五・平二二規則三二・一部改正）

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号）第十七条、第十八条若しくは第十九条に規定する特定漁港漁場整備事業計画又は同法第四十四条第一項に規定する認定計画に従つてする行為

第八条 条例第六条第五項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に供し、かつ、容易に移転し、又は除去することができる構造である仮設の工作物を設置すること。

二 条例第六条第一項の規定による届出又は同条第三項の規定による通知をした行為を行うために必要な工事用の仮工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

三 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

四 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和三十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

五 水産資源保護法（昭和三十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

六 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

七 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象、地動、地球磁気、地球電気若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。

八 望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

九 社寺境内地において鳥居、燈ろうその他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

十 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

- 十一 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- 十二 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
- 十三 建築物の存する敷地内において工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十五 大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十七条の規定により県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十六 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築し、又は物を係留すること。
- 十七 工作物等を修繕するために必要な行為
- 十八 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 十九 養浜のために土地の形質を変更すること。
- 二十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地発掘のために土地の形質を変更すること。
- 二十一 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二十二 船舶から冷却水を排出すること。
- 二十三 専らレクリエーションの用に供する船舶等を係留すること。
- 二十四 法令の規定により航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を係留し、又は気象、地象、地動、地球磁気、地球電気若しくは水象の観測に必要な機器を係留すること。
- 二十五 敷設又は修理中の電気通信事業法第四百十条第一項に規定する水底線路の位置を示す浮標を係留すること。
- 二十六 建築物の存する敷地内において物をたい積すること。
- 二十七 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- 二十八 大分県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第三十五条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

(平一五規則二八・平一七規則六五・平二〇規則一五・令元規則二五・一部改正)

(行為の変更に係る届出の添付書類)

第九条 条例第六条第一項の規定により既に届出をしている行為の変更に係る届出にあつては、第三条第二項の規定により届出書に添えなければならない図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

2 前項の変更に係る届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を届出書に添えなければならない。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年規則第六七号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号の改正規定は、平成十五年四月十六日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年規則第二五号)

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和二年一二月一日)

別記様式(その1)(第3条関係)

自然海浜保全地区内行為届出書
(工作物の新築、改築又は増築の場合)

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者 氏名 (印)
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

新築
自然海浜保全地区内において工作物の改築 行為をしたいので、大分県自然海浜保
増築
全地区条例(昭和55年大分県条例第33号)第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

目 的						
行 為 の 場 所	市 郡	町 村	大 字	字 番 地	地 目	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況						
工 作 物 の 種 類						
施 行 方 法	敷 地 面 積					
	規 模					
	構 造					
	主 要 材 料					
	外 部 の 仕 上 げ					
	関 連 行 為 の 概 要					
予 定 日	着 手	年	月	日		
	完 了	年	月	日		
備 考						

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

添付図面

- 縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図及び断面図

別記様式(その2)(第3条関係)

自然海浜保全地区内行為届出書
(土地(海底を含む。)の形質変更の場合)

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者 氏名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

自然海浜保全地区内において土地(海底を含む。)の形質変更行為をしたいので、大分県自然海浜保全地区条例(昭和55年大分県条例第33号)第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

目 的				
行 為 の 場 所	市 郡 町 村	大 字	字 番 地	地 目
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況				
土 地 の 形 質 変 更 の 原 因 と な る 行 為				
施 行 方 法	敷 地 面 積			
	工 事 方 法			
	変 更 後 の 土 地 の 形 質			
	施 行 後 の 取 扱 い			
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

添付図面

- 縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図

別記様式(その3)(第3条関係)

自然海浜保全地区内行為届出書
(鉱物の掘採又は土石の採取の場合)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所
氏名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

自然海浜保全地区内において鉱物の掘採又は土石の採取行為をしたいので、大分県自然海浜保全地区条例(昭和55年大分県条例第33号)第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

目的						
行為の場所	市 郡	町 村	大字	字	番地	地目
行為地及びその付近の状況						
鉱物(土石)の種類						
施行方法	掘採(採取)方法別					
	掘採(採取)量					
	掘採(採取)設備					
	土地の形質を変更する面積					
	掘採(採取)後の土地の形質					
	掘採(採取)跡地の取扱い					
予定日	着手	年 月 日				
	完了	年 月 日				
備考						

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

添付図面

- 縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図

別記様式(その4)(第3条関係)

自然海浜保全地区内行為届出書

(汚水又は廃水の排出の場合)

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者 氏名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

自然海浜保全地区内において汚水又は廃水の排出行為をしたいので、大分県自然海浜保全地区条例(昭和55年大分県条例第33号)第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

目 的				
行 為 の 場 所	市 郡 町 村	大 字	字 番 地	地 目
行為地及びその付近の状況				
汚水等の種類及び原因				
施 行 方 法	汚水等の処理施設の 種類、規模、能力			
	汚 水 等 の 水 質			
	排出の時期及び量			
	排水の経路及び排水 先 の 水 域			
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

添付図面

- 縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 縮尺1,000分の1以上の排水設備の平面図及び立面図

別記様式(その5)(第3条関係)

自然海浜保全地区内行為届出書

(物の係留又はたい積の場合)

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出者 氏名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

自然海浜保全地区内において物の係留又はたい積行為をしたいので、大分県自然海浜保全地区条例(昭和55年大分県条例第33号)第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

目 的					
行 為 の 場 所	市 郡	町 村	大 字	字 番 地	地 目
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況					
係 留 物 の 種 類 たい積					
施 行 方 法	係 留 面 積 たい積				
	係 留 方 法 たい積				
	係 留 後 の 取 扱 い たい積				
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

添付図面

- 縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図及び断面図

別記様式（その 1）（第 3 条関係）

（平12規則67・一部改正）

別記様式（その 2）（第 3 条関係）

（平12規則67・一部改正）

別記様式（その 3）（第 3 条関係）

（平12規則67・一部改正）

別記様式（その 4）（第 3 条関係）

（平12規則67・一部改正）

別記様式（その 5）（第 3 条関係）

（平12規則67・一部改正）